

Sustainable Global Award 2026 留意事項

1. 応募者の義務

Sustainable Global Awardへの応募にあたり、応募者は以下の義務を負うものとします。
これらが実行されなかった場合、主催者は当該応募者の応募を失格とします。

- a) 審査に必要な情報の提供(申請フォームにて)
- b) 応募者に事業主体者が含まれていない場合の、事業主体者による応募への同意取得
- c) Sustainable Global Awardのファイナリスト、および受賞した場合の公開用情報の提供、及び受賞情報のHPやメディア等への掲載

2. 同一対象の複数カテゴリーへの応募について

同一の対象を複数の応募カテゴリーに応募することはできません。

3. 審査委員会による推薦応募

審査委員会は、Sustainable Global Awardに応募されていない対象について「審査委員会推薦」として応募を呼びかけることができます。
審査委員会の推薦によって応募を確定した対象は、一次審査の対象とし、一般応募対象と同様に審査を行います。

4. 審査不可能と判断された応募対象の扱い

応募対象について、審査体制が十分に整わない等の理由により審査委員会が審査不可能と判断する場合があります。この場合、主催者は該当する審査対象を審査より除外し、応募者に速やかに通知します。

5. 応募の取り下げ

応募者は、特定の応募対象について公表の延期等により審査の継続または受賞発表日までの公開が難しくなった場合、応募を取り下げることができます。
この場合、応募者は主催者にEメール等の文書による連絡を行い主催者の確認・返信をもって応募の取り下げが完了となります。

6. 情報の取扱い/権利の帰属

応募者から提供された応募対象に関する情報の著作権は応募者に帰属します。
ただし、主催者はSustainable Global Awardの審査及びファイナリスト情報、受賞内容の告知・広報等を含めた活動に限り、その情報を使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとします。
また、その目的及び 態様に照らして必要が認められる場合に限り、情報の改変を行うことができるものとし、応募者はこれに同意するものとします。

7. 情報の公開

主催者は、応募者から提供された応募対象についての情報のうち、エントリーサイトの登録フォームに「公開」と記載されている項目についてSustainable Global Awardウェブサイトにより情報公開を行います。

公開項目は、一次審査結果通知後に確認・登録することができます。それ以外の項目に登録された情報については非公開とし、審査においてのみ使用するものとします。

8. 準拠法及び管轄裁判所について

2Sustainable Global Awardの応募に関する一切の事項について、その準拠法は日本国法とします。応募者及び主催者は、応募に関して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違に関して以下の選択ができます。

9. 裁判による解決

第1審の専属管轄裁判所は東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

10. 仲裁による解決

一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁地は東京(日本)若しくは東京の商事仲裁協会とします。

2025年12月31日

<問い合わせ>

一般社団法人 THE Global Resilience Summit Award担当者宛

住所: 〒150-0034

東京都渋谷区代官山町20-23 Forestgate Daikanyama MAIN棟3F

メール: contact@global-r-summit.or.jp

HP: contact@global-r-summit.or.jp